

「貸物（リース）・会場設営」種目における準市内企業への発注について（試行）

1 趣旨

- (1) 本市では、公契約基本条例に基づき、地域経済の活性化・雇用の創出、地域コミュニティの維持・発展を図ることなどを旨とし、市内中小企業（本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業）の受注等の機会の増大のため、入札参加資格に市内中小企業であることを設定する取組を進めています。
- (2) しかし、本市の区域外に本店等を有する企業でも、本市に営業所等を有し市税が課税される場合もあり、こうした企業（準市内企業）は、地域経済の活性化等に一定の寄与をしていると言えます。
- (3) このため、これまで市内中小企業では受注し難い案件などの理由で「市外企業可」（本店所在地等による入札参加資格の設定なし）を基本としていた種目の一部において、準市内企業に着目した資格を設定する取組を試行します。
- (4) なお、上記(1)のとおり、市内中小企業の受注等の機会の増大に取り組むことは、これまでどおりです。

2 準市内企業の認定要件

次の3つの要件をいずれも満たす者を準市内企業とします。

- ① 本市の区域内に本店又は主たる事務所を有しない。
- ② 京都市競争入札参加資格登録における受任者の所在地が京都市内にある。
- ③ 本市の法人市民税が課税されている。

3 準市内企業に着目した入札参加資格を設定する種目・内容

種目「貸物（リース）・会場設営」のうち、内容「リース・機械機器」
ただし、発注内容、入札状況等に応じ、「市外企業可」などとする場合があります。

※ 入札公告において、「入札参加資格(企業規模等)」欄に「準市内企業可」と設定した案件は、京都市内に本店又は主たる事業所を有する企業（中小企業又は大企業）と、準市内企業とが入札に参加できます。

4 実施時期

令和2年6月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。